

平成 26 年度山梨県計画
に関する事後評価

令和 7 年 1 月

山 梨 県

3. 事業の実施状況 【医療分】

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6】 在宅医療チーム形成促進事業	【総事業費】 14,911 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のかかりつけ医や多職種による研修会等を開催した診療所等の数 現状：0 施設 → 目標：50 施設 ・在宅療養支援病院数・診療所数 71 箇所（H28）⇒ 78 箇所（R5） 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅多職種の連携推進に向け、病院・診療所を中心とした 26 チームの多職種連携チームを形成、約 82 施設の診療所等が研修会等に参加 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>平成 26 年度から令和 5 年度の間には医師、歯科医師、看護師、ケアマネージャ等の医療・介護関係者による多職種連携チームが 26 チーム形成され、在宅多職種の連携により医療・介護サービスが切れ目無く提供される体制が構築されている。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>在宅医療チーム形成に要する経費を助成することにより、在宅医療の実施に必要な在宅多職種のチームが効率的に形成されている。</p>	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 32】 発達障害児医療支援ネットワーク構築事業	【総事業費】 2,680 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの診療・相談ニーズが年々増加し、診療の待機期間が長期化 ・地域の小児科医等のバックアップ等間接支援機能が不十分 ・適切な医療提供のため、センターと小児科医等との更なる連携の強化が必要 	
	アウトカム指標： ① 発達障害等に係る知識・技能の習得に取り組む地域の小児科医の増加 18 名（平成 29 年度）→ 24 名以上（令和 5 年度） ② 発達障害等の診療を標榜する医療機関 13 箇所（H26）→ 15 箇所以上（令和 5 年度）	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童精神科医の不足により十分なサービスが提供できていない発達障害について、地域の小児科医が発達障害の診療等が担えるよう、基礎的知識や診断、治療についての研修会を開催する。 ・専門医療機関と地域の小児科医との連携体制を確保するため、作成した医療連携パスの普及や改善を進める。 ・円滑かつ速やかな診療体制を整備するため、地域小児科医と連携実績を重ね、医療連携のための基準を明確にしながら、その評価、検証を行う。 ・発達障害者支援の充実を推進するため、発達障害のある大人が地域で安心して医療を受けることができるよう、センターが中心となり、地域の精神科医及び精神科医療機関を対象としたネットワーク構築のため、検討委員会を開催する。 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの発達総合支援センターが中心となり、地域の小児科医等を対象とした発達障害や心のケアに係る症例検討・研修会等の開催 年 4 回以上 ・こころの発達総合支援センターが中心となり、県内の精神科医の協力を得て検討委員会を開催 年 3 回以上 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの発達総合支援センターが中心となった、地域の小児科医等を対象とした発達障害や心のケアに係る症例検討・研修会等の開催 年 4 回 ・こころの発達総合支援センターが中心となり、県内の精神科医の協力を得て検討委員会を開催 年 3 回 	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <p>① 発達障害等に係る知識・技能の習得に取り組む地域の小児科医の増加 18名（平成29年度）→ 24名（令和5年度）</p> <p>② 発達障害等の診療を標榜する医療機関 13箇所（H26）→ 15箇所（令和5年度）</p> <p>（1）事業の有効性 発達障害の早期発見、早期支援を促進するため、発達障害のある子どもがより身近な場所で医療を受け入れられる体制を整備する必要があることから、地域の小児科医が発達障害の診断や専門医療機関へのつなぎ、その後の診療を担えるよう、基本的な知識や診断、診療について習得する機会を確保すること、また、具体的な診療連携のための仕組みについて検討を行うことは有効である。</p> <p>（2）事業の効率性 多くの症例に遭遇する可能性が高く、すでに一定以上の知識と技術を有する小児科医に対し、専門機関であるところの発達総合支援センターが事業主体となって診療連携に必要なマニュアル及び連携シートの作成や、研修等の機会を確保することで効率的に発達障害医療の質を高めることができる。</p>
<p>その他</p>	<p>※本事業に協力していただける小児科医の増やすために、現委員の承認を得て、県内の新たな小児科医にコンタクトを取るように計画中。</p>